

## 令和 2 年度第 2 回目黒区環境審議会における主な質問への回答について

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <b>ア 【令和 2 年度エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について】</b>   |  |
| <p>1 被顕彰者選考基準の選考委員は何人で、委員はどのような方か。</p> <p>2 顕彰者は公募（自薦、他薦）なのか。</p> <p>3 グリーンクラブの推薦はあるのか。</p>   | <p>1 構成員は、環境清掃部の管理職であり、環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長及び清掃事務所長の 4 名です。</p> <p>2 区役所の各部署からの推薦です。</p> <p>3 グリーンクラブの活動については、菅刈ネット 21、上目黒住区及び碑文谷公園の 3 団体について、平成 25 年度に顕彰しています。</p>   |
| <b>イ 【指定喫煙所の状況について】</b>   |  |
| <p>1 自由が丘駅周辺の屋外型指定公衆喫煙所の休止が継続していることによりマナー違反の喫煙やポイ捨てといった問題は増加しているのか。</p> <p>2 議題説明文 2 の 3 行目に「喫煙者を屋内型喫煙所に誘導する」とあるが、どのような方法で誘導したのか。また、その効果はあったのか。</p> | <p>1 令和 3 年 2 月現在、路上喫煙パトロールに合わせて回収しているポイ捨てタバコの本数は、令和元年度と令和 2 年度の 4 月から 2 月までで比較すると、ポイ捨てが減少した月が 8 か月間、増加した月が 3 か月間となっており、全体としては減少となっています。</p> <p>一方で、自由が丘駅から少し離れた私道上に設置している灰皿に喫煙者が集まり、通行の支障と受動喫煙の健康被害を懸念する苦情がありました。この件については、職員が現地に赴き、灰皿を設置している管理者と協議を積み重ねた結果、灰皿を撤去することになりました。</p> <p>引き続き、自由が丘駅周辺への屋内型喫煙所の整備を図り、環境美化の推進と受動喫煙の防止に努めてまいります。</p> <p>2 廃止した喫煙所付近の柵や壁に喫煙できる屋内型喫煙所の店舗名や住所、利用時間を掲示するとともに、ホームページで周知を行いました。また、指定喫煙所に配置している利用者誘導員により、民間の屋内型喫煙所を案内しました。今日まで案内が不十分である、との苦情は届いていません。</p> |
| <b>ウ 【民間の屋内型喫煙施設に係る整備費補助事業について】</b>   |  |
| <p>1 資料 3 の項番 2 - (1) に「換気機能を有する空気清浄機を設置し、受動喫煙防止効果が期待できる」とあるが、タバコに含まれる有害物質が除去できることは確認されているのか。確認できている場合は、数値で示してほしい。</p>                              | <p>1 令和 2 年 4 月施行の改正健康増進法の施行により、「脱煙機能付き喫煙ブース」として使用する場合は、「総揮発性有機化合物 (TVOC) の除去率は 95% 以上」「浮遊粉塵濃度は 0.015mg/m<sup>3</sup> 以下」を維持することとされています。</p> <p>本喫煙所の空気清浄機の TVOC 除去率は、たばこ負荷 12,000 本まで法定基準を上回る 95% 以上を維持できること、また、空気清浄機は、機械式フィルター (準 HEPA フィルター) を搭載しているため、浮遊粉塵濃度が 0.015mg/m<sup>3</sup> 以下であることを性能確認書で確認しています。</p>   |

なお、令和3年4月1日の使用開始以降、近隣住民や喫煙所利用者などからの苦情や改善の要望は受けていません。

2 この事業は屋内型喫煙所の設置・改修等に一部補助するもので、箱物が対象であり、これを維持・継続するための運営費は含まれていない。日々の清掃・メンテナンス等は安心な運営がされるのか。

2 民間事業者への補助に当たっては、整備費用のみが対象となること、屋内型公衆喫煙所として店舗利用者以外の喫煙者も受け入れることを条件としています。したがって、整備後の喫煙所のメンテナンスやランニングコストは、民間事業者の負担となります。しかしながら、公衆喫煙所としての運営に課題が生じた場合は、改善を図ってまいります。

3 中目黒駅東側指定公衆喫煙所(コンテナ型)の維持管理はどのように行われているのか。

3 同喫煙所の維持管理は、①灰皿と床等の清掃、②ゴミの回収、③空気清浄機の保守点検、④朝夕における喫煙所の誘導(喫煙者の人数調整を含む)を委託して、喫煙所内及び喫煙所周辺の環境美化の推進と受動喫煙の防止に努めてまいります。

以 上